

バージョン:V3.9(2024/4/1)版

申請先： 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「自治体業務アプリケーションユニット」製品 地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト

※記入上の注意(詳細な記入ルールは、「チェックリスト記述説明」シートを参照してください)

オレンジ色網掛けセルは、必ず記入してください

黄色網掛けセルは、必要に応じ記入してください

APPLIC 登録番号:

K000580-0161

★APPLICで記載

※ 赤字部分は、V3.8からV3.9の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2024

・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.9

・プラットフォーム通信標準仕様V3.3

(2) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(a) 申請日(西暦年月日):

2024年12月13日

(b) 申請区分(新規、修正、破棄):

新規

(c) 申請者

団体名:

株式会社 茨城計算センター

団体のURL:

https://www.iacnet.co.jp

APPLIC会員番号:

K000580

★識別キー項目1
(識別キー項目4つで
ユニークになるように
申請者が指定する)

(d) 製品情報

代表製品名:

住民情報システム

製品説明のURL:(オプション)

複数製品で構成する場合追記:(オプション)

複数製品で構成する場合追記:(オプション)

複数製品で構成する場合追記:(オプション)

★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等):

Ver2.2024年度版

★識別キー項目3

リリース日(予定)(西暦年月日):

2024年12月23日

対応OS:

Windows

製品の形態((0)型から(4)型):

(1)型

製品単品
(業務処理型)

製品単品
(PF通信内部実装型)

製品単品
(PF通信内部実装型)

製品分離型
(前提PF通信
製品(他社))

製品分離型
(前提PF通信製品(他社)、
前提アダプタ製品(他社))

業務処理製品

業務処理製品
(業務ユニットIF処理)
(PF通信処理)

業務処理製品
(業務ユニットIF処理)
PF通信製品

業務処理製品
(業務ユニットIF処理)
Y社PF通信製品

業務処理製品
Z社
アダプタ
Y社PF通信製品

(0)型 ※

(1)型

(2)型

(3)型

(4)型

※(0)型を選択できるのは、「4.選挙人名簿管理」「19.健康管理」「20.就学」「21.戸籍」「51.庶務事務」に対応する製品です。

前提となるPF通信製品(オプション)

前提PF通信製品名:

※1

前提PF通信製品名:

※1

前提のアダプタ製品名:

※2

※1 (2)型から(4)型の場合、既に、準拠登録申請してあるPF通信機能を実装する製品名を記載する。
※2 (4)型の場合、自治体業務アプリケーションユニットのサービスインタフェースを実現するアダプタ製品の製品名を記載する。

(e) 製品のクラウドでの提供について

提供の有無:

構築実績あり&サービス提供中

参考となる情報(オプション):

対応可能なネットワーク(オプション)

LGWAN:

専用線(閉域網):

インターネット:

今回の準拠登録申請の対象自治体業務アプリケーションユニット1つを選択する↓

申請するユニット名	20.就学																											
	<table><tr><th>自治体業務アプリケーションユニット一覧</th></tr><tr><td>1.住民基本台帳</td></tr><tr><td>2.印鑑登録</td></tr><tr><td>4.選挙人名簿管理</td></tr><tr><td>5.固定資産税</td></tr><tr><td>6.個人住民税</td></tr><tr><td>7.法人住民税</td></tr><tr><td>8.軽自動車税</td></tr><tr><td>9.収滞納管理</td></tr><tr><td>10.国民健康保険</td></tr><tr><td>11.国民年金</td></tr><tr><td>12.障害者福祉</td></tr><tr><td>13.後期高齢者医療</td></tr><tr><td>14.介護保険</td></tr><tr><td>15.児童手当</td></tr><tr><td>16.生活保護</td></tr><tr><td>17.乳幼児医療</td></tr><tr><td>18.ひとり親医療</td></tr><tr><td>19.健康管理</td></tr><tr><td>20.就学</td></tr><tr><td>21.戸籍</td></tr><tr><td>23.児童扶養手当</td></tr><tr><td>30.住登外管理</td></tr><tr><td>50.財務会計</td></tr><tr><td>51.庶務事務</td></tr><tr><td>52.人事給与</td></tr><tr><td>53.文書管理</td></tr></table>	自治体業務アプリケーションユニット一覧	1.住民基本台帳	2.印鑑登録	4.選挙人名簿管理	5.固定資産税	6.個人住民税	7.法人住民税	8.軽自動車税	9.収滞納管理	10.国民健康保険	11.国民年金	12.障害者福祉	13.後期高齢者医療	14.介護保険	15.児童手当	16.生活保護	17.乳幼児医療	18.ひとり親医療	19.健康管理	20.就学	21.戸籍	23.児童扶養手当	30.住登外管理	50.財務会計	51.庶務事務	52.人事給与	53.文書管理
自治体業務アプリケーションユニット一覧																												
1.住民基本台帳																												
2.印鑑登録																												
4.選挙人名簿管理																												
5.固定資産税																												
6.個人住民税																												
7.法人住民税																												
8.軽自動車税																												
9.収滞納管理																												
10.国民健康保険																												
11.国民年金																												
12.障害者福祉																												
13.後期高齢者医療																												
14.介護保険																												
15.児童手当																												
16.生活保護																												
17.乳幼児医療																												
18.ひとり親医療																												
19.健康管理																												
20.就学																												
21.戸籍																												
23.児童扶養手当																												
30.住登外管理																												
50.財務会計																												
51.庶務事務																												
52.人事給与																												
53.文書管理																												

備考欄(前提条件や制限事項)(オプション)

--	--

申請先: 一般財団法人全国地域情報化推進協会 事務局

「自治体業務アプリケーションユニット」製品 地域情報プラットフォーム準拠確認チェックリスト

※記入上の注意(詳細な記入ルールは、「チェックリスト記述説明」シートを参照してください)

オレンジ色網掛けセルは、必ず記入してください

黄色網掛けセルは、必要に応じ記入してください

APPLIC 登録番号: K000580-0161 ★APPLICで記載

※赤字部分は、V3.8からV3.9の変更箇所を示す。

(1) 対象標準とバージョン

APPLIC-0002-2024
・自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.9
・プラットフォーム通信標準仕様V3.3

(2) 地域情報プラットフォーム準拠確認対象製品やシステムの情報と連絡先

(c) 申請者
団体名: 株式会社 茨城計算センター ★識別キー項目1

(d) 製品情報
代表製品名: 住民情報システム ★識別キー項目2

製品識別情報(バージョン等): Ver2.2024年度版 ★識別キー項目3

(3) 地域情報プラットフォーム準拠確認チェック項目(準拠ルール)

◎: 対応、○: 制限事項(制限事項はシートの備考欄に記載あり) ↓

番号	要件	準拠ルール	必須/ 選択	製品・ システム 確認	APPLIC 確認欄
20	就学				○
20-1	就学ユニットの基本要件				
20-1-1	就学ユニットの機能一覧に定義してある機能を持つ (ただし、「20.2.3 学齢簿情報出力」は、紙出力・電子データ出力を問わない)	自治体業務アプリケーションユニットは、業務標準仕様の機能一覧の最下位レベルで定義される各機能を持つこと。なお、機能のグループや階層構造は機能一覧の内容と異なっても良い。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-4】の機能一覧を参照)	必須	◎	
20-1-2	就学ユニットのデータ項目を持つ	自治体業務アプリケーションユニットは、利用側自治体業務アプリケーションユニットに対し、標準仕様のインタフェース仕様で規定されているデータ項目を提供できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7】のインタフェース仕様(ユニット)を参照)	必須	◎	
20-2	就学ユニットのオプション要件				
20-2-1	教育情報アプリケーションユニット標準仕様の「AK01 学習者情報アプリケーションユニット 小中学校版」と就学ユニット間の学齢簿情報交換	自治体業務アプリケーションユニット標準仕様の別冊にあたる「学齢簿情報の連携に係る標準仕様(就学ユニット用)」にて整理されている内容に対応する。特に、学習者情報アプリケーションユニットに対して、「学齢簿情報を電子データに出力する機能」と「学齢簿情報を当該仕様【業務1-10】のXMLスキーマどおりに表現する機能」は、就学ユニットの基本要件にはない拡張機能になる。 ただし、機能の階層構造については、当該仕様【業務1-4】と異なっても良い。	選択	◎	
20-2-1-1	データエクスポート機能	自治体業務アプリケーションユニットは、標準仕様のXMLスキーマで規定されるスキーマに従い、学齢簿情報をエクスポートできること。 (「自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-5 DMM】【業務1-6 DFD】および「学齢簿情報の連携に係る標準仕様(就学ユニット用)【業務1-4 機能一覧】【業務1-8 データ一覧】【業務1-10 XMLスキーマ】を参照。)	条件付 必須 (※1)	◎	
20-2-1-2	コード辞書に対応	自治体業務アプリケーションユニットは、利用側の自治体業務アプリケーションユニットとのデータ連携時に、標準仕様のコード辞書で定義される値に変換できること。 (自治体業務アプリケーションユニット標準仕様【業務1-7 インタフェース仕様】および【業務1-13】のコード辞書を参照)	条件付 必須 (※1)	◎	

注(※1): 「20-2-1教育情報アプリケーションユニット標準仕様の「AK01.学習者情報アプリケーションユニット 小中学校版」との情報交換機能に対応できる製品として登録する場合、必須機能である。

備考欄(前提条件や制限事項について、「製品・システム確認」欄の○についての説明を記載してください)(オプション)